

はじめに

平成24年4月の「児童福祉法」の改正で、18歳未満の障害児への支援の根拠が児童福祉法に一本化され、障害児支援の強化を図ってきたところです。地域における発達に課題のある子どもへの支援は、成長発達に合わせて切れ目のない支援を目指して、毎日子どもと向き合っている保護者への支援はもちろんのこと、様々な分野が緊密に連携することが必要であるとされています。今後、障害児とその保護者を中心に、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者が相互に連携し、各ライフステージに応じて一貫した切れ目のない支援体制を構築していくことが重要です。

今回、御坊・日高圏域及び県内における関係機関のご協力により、御坊・日高圏域自立支援協議会子ども部会として「子ども資源ファイル」を作成することができました。関係機関の皆さまには、このファイルを積極的に活用いただき、地域における関係機関の連携推進のためにご協力をよろしく願います。また、保護者の方については、このファイルが子育てのお役に立てれば幸いに存じます。

平成29年3月

御坊・日高圏域自立支援協議会子ども部会長